

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第80項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成25年法律第25号）により、エネルギーの使用の合理化に関する法律の題名が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。